

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 百二十五号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
一地先まで 加須市南大桑字川面三七三一 番	久喜市高柳字溜井二九〇五番一 地先から	加須市北大桑字舟戸一九一八番 一地先から 加須市北大桑字川端三〇番一 地先まで	区 間
二四・六九〇 五〇・二二二	一〇・二六〇 二二・九七		敷地の幅員 (メートル)
三〇一〇・〇〇	二四六五・〇〇		延 長 (メートル)
		旧Aの部分は加須市道として引 き継ぐ。	備 考